

「令和7年9月2日からの大雨に伴う災害」における 放送受信料の免除について

令和7年9月2日

「令和7年9月2日からの大雨に伴う災害」による放送受信料の免除について、次のとおり実施します。

1. 免除の範囲

災害救助法が適用された区域内（※）において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約

2. 免除の期間

令和7年9月から令和7年10月まで（2か月間）

3. 免除の手続き

- ・放送受信契約をいただいている皆さまからのお届けなどにより、免除対象となる方を確定させていただきます。
- ・免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。

（※）災害救助法が適用されている区域（令和7年9月2日現在）

秋田県	北秋田郡上小阿仁村、南秋田郡五城目町、仙北市
-----	------------------------